

静岡県告示第860号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館の図録売払代金徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年11月24日

静岡県知事 川勝平太

1 徴収受託者

受託者名称	所在地
県美展実行委員会 委員長 中村 公彦	浜松市中区松城町100-1

2 委託事務の内容

浜松市美術館ミュージアムショップにおける図録売払代金の徴収事務

3 委託期間

令和3年11月12日から令和3年12月31日まで